

■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法Ⅳ 債権総論 [第2版]』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
2	15	下から4行目以下	提供があった場合については、… …権利が否定されている。	提供があった場合については、提供以降の目的物の滅失または損傷については、567条2項により、買主（債権者）の種々の権利が否定されている。
1	20	図 2-23	「A」を「Y」, 「B」を「X」に訂正	
1	34	図 3-12② 表 3-12	任意的法定充当	補充的法定充当
1	48	3-38 見出し	債権者死亡後に…	債権者死亡後における…
2	51	4-1 6行目	対等額	対当額
1	53	4-6 5行目	対等額	対当額
1	58	注 4-7 1行目	2017年改正法は	2017年改正法では
2	63	4-24 ① 4行目	Bは自働債権である α 債権の	Bは自働債権である β 債権の
1	70	4-36 見出し・8行目 4-37 1行目	対等額	対当額
2	74	図 2-23	a 100万円 → ← B 100万円	α 100万円 → ← β 100万円
3	92	6-9 6行目	最判昭 28・12・14	最判昭 28・12・24
1	96	図 6-15	代替執行——執行官が代わりに できる為す債務	代替執行——債務者の費用で 第三者に為させる
2	110	7-10 5-6行目	107条2項	106条2項
1	132	8-18 STEP UP 下から2～1行目	…，詐欺行為とならない（424条の4第2項）。	…，詐欺行為とならない（424条の2第2号）。
1	150	1～2行目	…，被担保債権を復活させ（425条の4第2項），…	…，被担保債権を復活させ（425条の3），…
2	167	9-20-1 2～3行目	①は提供を明示していないが，②③は提供を明示的に要件としている。	①と③は提供を要件としているが，②は提供を要件とはしていない。

1	188	10-23 2 行目	下請会社の	下請会社 A の
1	188	図 10-23	「A」を「Y」, 「B」を「A」, 「C」を「X」に訂正	
1	201	11-13 11~12 行目	⑥その使用自体が債務不履行であり, その者に故意・過失がなくとも債務者は責任を負う, その…	その使用自体が債務不履行であり, その者に故意・過失がなくとも債務者は責任を負う, ⑥その…
1	208	12-8 9 行目	大判大 15・5・22…	大連判大 15・5・22…
1	213	注 12-14 1 行目	大判大 15・5・22…	大連判大 15・5・22…
1	250	図 13-44②	事業上の貸金等債務に	事業上の貸金等債務に
1	275	16-5 9 行目	完成停止	完成猶予
1	280	図 16-14	「B」を「C」, 「C」を「B」に訂正	
3	282	注 16-13 1 行目	①の絶対的効力説では,	②の相対的効力説では,
1	283	16-19 6 行目	進行停止	完成猶予
1	284	下から 2 行目	弁済した	弁済を受けた
2	288	17-3 ①	(466 条 1 項…)	(466 条 2 項…)
2	302	17-21 14 行目	債権譲渡特例法の債権・動産譲渡特例法に	債権譲渡特例法は動産・債権譲渡特例法に

■増刷の際の記述の修正・追記

刷数	頁	場所	修正前	修正後
1	3	下から9行目	施行は2020年が予定されているが、2017年9月現在は未定である。	改正法の施行は2020年4月1日である。
1	44	3-30 6行目	不正払戻しには適用にならない	不正払戻しには適用されない
1	46	3-34 2～3行目	効果の放棄を認めるべきである	効果を放棄できる
1	66 -67	4-29 13行目以下	延命の相当程度の可能性の侵害やよりより重篤な後遺症を避けられた相当程度の可能性の侵害は、…	延命の相当程度の可能性の侵害や実際よりも重篤な後遺症を避けられた相当程度の可能性の侵害による損害賠償請求権、…
2	70	注4-16 2行目	時効が中断するだろうか。	時効の完成猶予（改正前は中断）の効力が認められるだろうか。
2	70	注4-17 2行目	中断し、この中断効は	中断（更新）し、この中断効（時効更新の効力）は
1	80	5行目	すべきである。	すべきである（改正法も含め⇒5-2以下）。
1	81	5-4 5行目以下	その性質上要物契約である（その意味で①説も正しい）。しかし、それとは別に契約自由の原則からして、債権契約としての代物弁済契約を認めるべきである。更改と異なり、その履行として代物弁済をするまでは元の債務は消滅しない（⇒図5-2）。こう考えれば、代物弁済契約の効力により、Aは代物弁済を請求できるだけ、Bも代物弁済ができるだけになる（本来の債務を履行、請求しないことが合意されていると考えるべき）。	その性質上要物契約である。しかし、それとは別に契約自由の原則からして、債権契約としての代物弁済契約を認めるべきである。改正法はこの債権的合意を明文で認めており、代物弁済に限定され元の履行や請求ができなくなるか、または、元の履行や請求もできるままなのかは、契約自由なのでどちらの合意も可能である。しかし、明確でない場合には前者と考えるべきであり（⇒図5-2）、代物弁済契約の効力により、Aは代物弁済を請求できるだけ、Bも代物弁済ができるだけになる。
1	123 - 124	8-4 8行目以下 右の記述を削除	破産手続開始後は、個々の債権者の詐害行為取消権はもはや行使できなくなる。	
1	124	4～5行目	未だ原則としてその事業による収益から返させるという、いわば「生かして取る」状態での権利である（再建型）。	事業を継続させつつ生かして取る状態での権利である（再建型）。本来は以下の観点から否認権の方が強力なはずであるが、平成16（2004）年破産法改正により、詐害行為取消権の判例よりも否認権が制限的になるという「逆転現象」が生じ、2017年改正はこの解消のため否認権と同様の規律を詐害行為取消権に導入した。
1	124	8-5 5行目以下 右の記述を削除	ただし、駆け込み型の弁済など、①を予期し避けるための行為に対して、特別の規制は必要になる。ところが、改正民法は424条の3第2項のような規定を導入し、この点の差は曖昧になった。	

1	128	4 行目 「…だけでよい。」の後に右記を追加	債務者を被告としなくてよいため、依然として相対的取消しにすぎず、債権者と債務者に効力を拡大したにすぎないというのが立法担当官の意図であるが、解釈としては絶対的効力を認めることが可能である。	
1	135	8-22 末尾	されることになる。	される。なお、過大な代物弁済は、当然に詐害行為になり、ただ 420 条の 4 により規律され、過大な部分しか取消しはできない。
1	145	8-35 5 行目以下 「①425 条の 2 の規定……権利を取得する。」 を右記に差替え	①第 425 条の 2 の債務者のなした隠匿等目的の不動産の相対対価を得てなす処分を取り消す場合には、「受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権」（425 条の 4 第 1 号）、また、②424 条の 4 による過大な代物弁済の超過価格分の取消しではなく、債務者のした代物弁済や財産を売却して代金との相殺行為を取り消す場合に、目的物またはその価額を債務者に償還したならば、「回復すべき受益者の債務者に対する債権」（425 条の 4 第 2 号）である。相対的取消しを前提とする特別規定であるが、絶対的取消しと考えても転得者に債務者に対する直接の権利を付与したものと考えることができる。	
1	151	8-42 末尾に右記を追加	また、「債務者」にも取消判決の効力が及ぶことが認められ、それ故に債務者への訴訟告知を必要としているのである（424 条の 7 第 2 項）。これは、先にみたように相対的取消しに対する例外を認めるものにすぎないという立法担当官の理解に基づくが、本書は絶対的取消しと解釈することは先に説明した。被告になっていない債務者に判決の効力を拡大するのは、他の債権者に効力を及ぼすのと同様に 425 条による特別の効力と考える。	
1	166	4 行目	民法の 10 年	民法の 10 年（当時）
1	177	10-7 末尾に右記を追加	なお、追完請求権には、代償請求権を認めるべきではない。	
1	220	12-25 として右記を追加	12-25 【STEP UP——債務転形論——填補賠償請求権（債権）は必ず履行請求権（当初の契約上の債権）の転形でなければいけないのか】 債務転形型論とは、履行不能または契約解除により履行請求権が填補賠償請求権に転形するという考えである。填補賠償請求権は、履行請求権が履行不能または契約解除により消滅——正確には同一性を保って内容を変形——した場合に成立することになる。ところが、改正法は、契約解除ができる場合に、解除をしないで填補賠償請求を認めており（415 条 2 項 3 号後文）、解除をする前に既に填補賠償請求権が成立していることを認め、債務転形論は改正法では否定されているかのようである。 ①確かに、契約解除ができる場合に当然に填補賠償請求権が元の債権の履行請求権と共に併存成立していると考えれば、填補賠償請求権は必ず履行請求権から変わったものである必要はなくなる（債務転形論否定説）。②しかし、解除をせず填補賠償請求ができる場合に、当然に当初の債権の履行請求と共に填補賠償請求権が併存成立しているのではなく、解除に匹敵する填補賠償選択の意思表示により初めて成立するとすれば、当初の債権の履行請求権が填補賠償請求権に変わるという債務転形論を放棄する必要はない（債務転形論肯定説）。 正確には契約上の当初の債権が填補賠償債権に変形するのであり、それぞれの債権につきその履行請求権が認められるというべきであり、同一性理論（☞注 10 - 7）を保持して、②の考えによるべきである。改正法は 415 条 2 項 2 号及び 3 号後文につき、あくまでも債権者に形成権を付与しているにすぎず、その行使により当初の契約上の債権が填補賠償債権に変わるのである。履行請求権（当初の契約上の債権）が存続したまま填補賠償請求権（債権）が併存的に成立し、既に成立している 2 つの権利を選択的に行使することができるのではない。	

1	233	6 行目	認めて先の問題を肯定している	認め、2017 年改正法は 145 条括弧書きで「保証人」を明記した
1	238	13-28 11 行目 「主たる債務の…」 以下を右記に差替え	主債務の弁済期以降の利息などしか請求できない（同第 2 項）。ただし、保証人の同意を得ることなく、債権者が主債務の弁済期を延長した場合には、保証人は利息が膨らむ前に債権額を支払う必要があり、本規定は適用にならない。	
1	288	17-2 下から 5 行目	譲渡禁止特約が	譲渡制限の意思表示（以下、譲渡禁止特約という）が
1	317	18-11 末尾	認めているのである（これは妥当である）。	認めている租税債権については、東京地判平 27・11・26 金法 2046 号 86 頁は、弁済者代位を否定する。
1	345	19-3 3～7 行目 「たとえば、……行為である。」 を右記に差替え	改正前の通説は、図 19-3 のように、債務が B から C に移転するものと考えていた。しかし、改正法は、引受人が「同一内容の債務を負担する」という債務引受に共通の要素を設定し、免責的債務引受は、併存的債務引受に対して債務者の免責を追加した形態と構成している。図 19-1 でいうと、C が新たに同一内容の債務を負担し、B が債務を免れるのであり、債務が B から C に移転するのではないことになる。	